**私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備補費）概要**

**１．補助金の概要**

* 学校法人が、園舎等の施設整備（例えば、園舎の耐震補強工事、増築・改築・修繕工事、防犯対策工事、法人所有のブロック塀の安全対策工事、付帯設備のエコ改修工事など）に要する経費の一部を文部科学省が補助いたします。
* 文部科学省が所管する国庫補助金であり、文部科学省が事業の募集や採択等を行います。

府内の幼稚園については、大阪府がとりまとめて文部科学省に申請等行いますので、補助事業に

関するご相談は大阪府私学課幼稚園振興グループにご連絡ください。

**２．補助対象園**

**学校法人立の私立の幼稚園（施設型給付を受ける園を含む）**

※　補助金交付決定年度中に個人立等から学校法人立に組織変更する場合も適用されます。

※　認定こども園については施設所在の市町村へご相談ください。

**３．補助対象事業（補助メニュー）**

* 補助メニューは大きく分けて ３つ あります。
	+ [幼稚園を新設する、幼稚園舎を増築する、幼稚園舎を建て替える場合の補助メニュー](#新築、増築、改築)
	+ [幼稚園舎の耐震化を図る場合の補助メニュー](#耐震化)
	+ [幼稚園舎等の機能や安全性を高める場合の補助メニュー](#安全対策、機能強化)

☝ Ctrlキーを押しながらクリックすると各メニューへジャンプします

|  |
| --- |
| * **幼稚園を新設する、幼稚園舎を増築する、幼稚園舎を建て替える場合の補助メニュー**
 |
| **補助対象事業（補助メニュー）** | **事業の内容** |
| **①　新築** | * 幼稚園の新規創設
 |
| **②　増築** | * + - 定員増による増築
		- 36人以上学級の解消のための学級数増による増築
		- 感染症対策に伴う増築
 |
| **③　改築** |  |
| * 耐震改築（耐震性不足）

（非木造：Is値0.7未満）（木　造：Iw値1.1未満） | * + - 地震による倒壊の危険性が高い園舎の改築

（建物を取り壊して建て替えを行う） |
| * 築年数経過による改築
 | * + - 老朽化建物の改築（建物を取り壊して建て替えを行う）

鉄筋コンクリート造：建築後50年を経過したもの木　造　　　　　　：建築後24年を経過したものその他鉄骨造等　　：建築後35年を経過したもの |
| * 預かり保育等の実施に伴う改築
 | * + - 預かり保育事業等の実施に伴う園舎の改築

（建物を取り壊して建て替えを行う） |
| * + **屋外教育環境整備**

**単独での整備はできません。****(上記①～③と同一年度に行う事業に限ります)** | * + - アスレチック遊具、屋外ステージ等の設置

ブランコ、ジャングルジム、滑り台等の一般的遊具は対象外 |
| * + - * **幼稚園舎の耐震化を図る場合の補助メニュー**
 |
| **①　耐震改築工事** |
| * 耐震改築（耐震性不足）

（非木造：Is値0.7未満）（木　造：Iw値1.1未満） | * + - 地震による倒壊の危険性が高い園舎の改築

（建物を取り壊して建て替えを行う） |
| **②　耐震補強工事** |
| * 耐震補強

（非木造：Is値0.7未満）（木　造：Iw値1.1未満） | * + - 地震による倒壊の危険性が高い園舎の補強

（建物を取り壊さずに行う補強工事）**※　補助率**非木造：Is値0.3未満　　　　**１／２**木　造：Iw値0.7未満非木造：Is値0.3以上0.7未満　　　　**１／３**木　造：Iw値0.7以上1.1未満 |
| **③　非構造部材の耐震対策** | * + - 吊り天井、照明器具などの落下防止
		- 屋根、外壁などの剥落、落下防止等の耐震対策
 |
| **※耐震診断のみも可。ただし、耐震診断費の交付後、３年以内に耐震化に着手することを条件とする。** |
| * + - * **幼稚園舎等の機能や安全性を高める場合の補助メニュー**
 |
| **①　防災機能強化** | * + - 備蓄倉庫の設置や避難経路の確保
		- 自家発電設備の設置
		- ブロック塀等の安全対策工事
 |
| **②　防犯対策工事** | * + - 門、フェンス等の設置・改修工事
		- 上記設置・改修工事と一体として整備される、防犯監視システム等の設置工事
 |
| **③　特別防犯対策工事****※令和７年度まで** | * + - 門、フェンス等の設置・改修工事
		- 上記設置・改修工事と一体として整備される、防犯監視システム等の設置工事
 |
| **④　アスベスト等対策工事** | * + - 吹きつけアスベストの除去等に要する工事
 |
| **⑤　エコ改修事業** | * + - 太陽光発電の設置
		- 省エネ型設備等の設置、改修等
 |
| **⑥　内部改修工事** | * + - 衛生環境改善のためのトイレの改修工事
		- 預かり保育事業等の実施に伴う園舎の内部改修等

（建物を取り壊さずに行う修繕工事） |
| **⑦　バリアフリー化工事** | * + - 園舎等のバリアフリー化に要する工事
 |

**４．補助率**

* 原則　**１／３**
	+ 耐震補強工事（Is値0.3未満もしくはIw値0.7未満）及び特別防犯対策工事については、
	１／２

**５．補助対象経費**

* 工事費
* 実施設計費（交付申請年度の前年度支出分まで補助対象）
* 耐震診断費（交付申請年度の前々年度支出分まで補助対象）

**６．補助金申請スケジュール**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **学　校　法　人** | **大　阪　府** | **文 部 科 学 省** |
|  |  | **①　事業募集**※年度当初募集：前年度2月～３月※その後の募集は不定期 |
| **② 事業計画一覧提出** | 府を経由して提出 |  |
|   | 事業採択の通知 | **③　事業の採択** |
| （採択された場合）**④　事業計画書提出** | 府を経由して提出 |  |
| **⑤　確認事項への回答** | 府を経由して確認 | **⑤　事業内容の確認、審査** |
|  | 事業内定の通知 | （補助事業に適する場合）**⑥　事業の内定** |
| **⑦　事業着手（≒工事請負契約）****※内定前に事業着手した場合は、****補助対象外となります。** |  |  |
| **⑧　交付申請書提出** |  |  |
|  | 交付決定の通知 | **⑨　交付決定** |
| **⑩　工事完成、引渡、業者へ支払完了** |  |  |
| **⑪　実績報告書・請求書提出** | **⑫　完了検査の実施** |  |
|  |  | **⑬　補助金交付** |

**７．注意事項**

* 補助金交付決定年度内に事業を着手し、原則、交付決定年度内に工事を完了してください。
* 補助金内定前に事業着手があった場合は、補助対象外です。

　　　事業着手とは、工事契約締結のこととしており、工事契約前の着手金の支払いも事業着手に

　　　該当しますのでご留意ください。

* 工事請負契約については、原則、入札等の競争性のある契約方法により契約の相手方及び契約金額を決定してください。

入札によらない場合であっても、３社以上の業者による見積り合わせにより決定してください。

* 耐震化工事（耐震補強、改築）の事業区分で申請される場合は、耐震診断を行ってください。

事業応募の際にIs値もしくはIw値を記載して頂く必要がございます。

* 各事業募集や事業計画書提出依頼の際の通知文や参考資料について十分にご確認のうえ、応募、申請等の手続を行ってくださいますようお願いします。